

県北広域振興局長告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年1月25日

県北広域振興局長 東大野 潤 一

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 野田山形線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡野田村大字野田第1地割字小峠126番1地先内	新	m 31.4~11.5	m 112.5
	旧	13.0~6.5	112.5
九戸郡野田村大字野田第1地割字小峠126番12地先から 第22地割字明内118番1地先まで	新	40.0~8.6	473.5
	旧	40.0~8.5	473.5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部

イ 期間 平成23年1月25日から同年2月25日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 野田長内線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡野田村大字野田第37地割字焼切30番539地先から 31番1地先まで	新	m 56.0~21.5	m 767.0
	旧	48.5~11.5	767.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部

イ 期間 平成23年1月25日から同年2月25日まで